

# 発注者への事前調査結果の説明事項

根拠		説明事項	石綿なし	石綿あり			
				レベル1, 2なし	レベル1, 2あり		
法第18条の15	1	事前調査の結果	○	○	○		
	2	イ	建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—	○	○	
		ロ	特定粉じん排出等作業の種類	—	○	○	
		ハ	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—	○	○	
		ニ	特定粉じん排出等作業の方法	—	○	○	
	3	ロ	特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—	—	○	
	4	施行規則第16条の7	1	事前調査を終了した年月日	○	○	○
			2	事前調査の方法	○	○	○
			3	施行規則第16条の5第二号に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項	○	○	○
			5	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—	—	○
4,5			特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	—	○	○	
4,5			特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—	○	○	
	5	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—	—	○		

年 月 日

### 解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 亀戸7-222-12  
氏名 ○○商事株式会社

②元請業者 住所 東京都墨田区  
氏名 ○○建設株式会社  
電話番号 03-1234-5678

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	東京都江東区亀戸7-10-1		
解体工事の名称	田中商事ビル4階改修工事		
④解体等工事の着手年月日	2022年10月1日	延床面積(m <sup>2</sup> )	
⑤解体等工事の種類	改修工事	地上階数	8 地下階数 0
⑥建築物等の竣工年	1991/10/01	⑦建築物等の概要	耐火建築物 SRC造
⑧事前調査を行った者	調査めぐみ	資格	一般建築物石綿含有建材調査者
講習機関名称	日本環境衛生センター	登録番号	2201256
⑨調査を終了した年月日	2022年8月31日		
⑩調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無 ⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所 南西面のアルミカーテンウォール内 (カーテンウォールの取り付け部) 西側2室は入室できず未調査。内装材は事務所 (4-1) と同様と考えられる。異なる材料が発見された場合は調査を要する。		
⑭事前調査の掲示	設置予定年月日 2022年9月10日 設置場所 別紙のとおり		
⑮大気汚染防止法に係る作業の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 否		

備考 1 特定建築材料があり、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。  
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。  
⑯発注者氏名 (法人にあつては、名称並びに説明を受けた者の職および氏名)  
年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。  
⑰元請業者氏名 (法人にあつては、名称並びに説明を受けた者の職および氏名)  
年 月 日

## 発注者への説明書面

厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の例

署名が必要

## 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業												
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	2022/10/1												
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<table border="1"> <tr><td>1 吹付け石綿</td><td>0 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>2 石綿を含有する保温材</td><td>0 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>3 石綿を含有する耐火被覆材</td><td>0 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>4 石綿を含有する断熱材</td><td>0 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>5 石綿を含有する仕上塗</td><td>0 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>6 石綿を含有する成形板等</td><td>195.2 (m<sup>2</sup>)</td></tr> </table> 詳細は別紙のとおり	1 吹付け石綿	0 (m <sup>2</sup> )	2 石綿を含有する保温材	0 (m <sup>2</sup> )	3 石綿を含有する耐火被覆材	0 (m <sup>2</sup> )	4 石綿を含有する断熱材	0 (m <sup>2</sup> )	5 石綿を含有する仕上塗	0 (m <sup>2</sup> )	6 石綿を含有する成形板等	195.2 (m <sup>2</sup> )
1 吹付け石綿	0 (m <sup>2</sup> )												
2 石綿を含有する保温材	0 (m <sup>2</sup> )												
3 石綿を含有する耐火被覆材	0 (m <sup>2</sup> )												
4 石綿を含有する断熱材	0 (m <sup>2</sup> )												
5 石綿を含有する仕上塗	0 (m <sup>2</sup> )												
6 石綿を含有する成形板等	195.2 (m <sup>2</sup> )												
④特定粉じん排出等作業の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め その他（ ）												
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由													
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙のとおり												
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙のとおり												
⑧作業の掲示 設置予定日 2022年9月10日 設置場所 別紙のとおり													
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 現場あきこ 東京都千代田区神田三崎町1-3-1 03-1234-1598													
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所													

## 発注者への説明書面

厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の例